

だい じ こ う か し た ぶ ん か きょう せ い す い し ん け い か く
第2次甲賀市多文化共生推進計画

(見直し案) たたき台

れいわ ねん
令和2年(2020年)5月

れいわ ねん
令和8年(2026年)3月(改定見込み)

こ う か し
甲 賀 市

もくじ

じよしょう そうろん 序 章 総論

1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の進捗管理	2

だい しょう こうかし たぶんかきょうせい げんじょうとりくみ こんご かだい 第1章 甲賀市の多文化共生の現状これまでの取組と今後の課題

1 甲賀市の外国人人口の状況	3
1 これまでの取組と今後の課題	5
2 甲賀市のこれまでの取り組みから見える課題	9
3 甲賀市市政に関する意識調査から見える課題	12

だい しょう きほんりねん もくひょう たぶんかきょうせいしゃかい すがた 第2章 基本理念と目標めざす多文化共生社会の姿

1 基本理念	8
2 本計画のテーマ	15
2 甲賀市がめざす多文化共生社会の姿	8
3 計画の体系	9
4 基本目標と取り組み内容	12
5 計画の対象者及び役割	25
6 成果指標	27

しりょうへん 資料編

1 甲賀市の外国人人口の状況

2 甲賀市市政に関する意識調査結果

3 多文化共生推進計画にかかる市内外外国人対象アンケート調査結果

4 甲賀市多文化共生推進委員会名簿（令和元年度令和7年度）

5 甲賀市多文化共生推進庁内チーム委員（令和元年度令和7年度）

6 関係団体一覧

じょしう　そろん 序章　総論

1 計画の趣旨

しゃかい　けいざい　ぐるーばるか　しょうしこうれいか　じんごうげんしょう　しゃかいかんきょう　はげ　へんどう　なか　にほん
社会・経済のグローバル化、少子高齢化や人口減少など社会環境が激しく変動する中で、日本に
暮らす外国人は現在370万人を超えて、過去最多となっています。製造品出荷額県内18年連続第1位を
誇り、高度な技術のものづくり企業が集まる甲賀市においては、ベトナムやインドネシアなど東南
アジア地域からの技能実習生等が増加しており、本市に在住する外国人は令和7年12月末 令和
元年（2019年）10月に4,700人を超えました。近年の永住・定住の傾向の高まりを鑑みると、
外国人を一時的な滞在者としてではなく、従来の外国人支援の視点を超えて、地域における生活者
として認識する視点が必要であり、今後は、国籍に関わらず甲賀市で生活する誰もが将来に希望を
持つことができるまちづくりを行う必要があります。

くに　がいこくじんざい　てきせい　えんかつ　うけい　そくしん　む　とりくみ　がいこくじん　きょうせいしゃかい
国においては、「外国人材の適正・円滑な受け入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会
の実現に向けた環境整備を促進する。」（外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議「外国人材
の受け入れ・共生のための総合的対応策（概要）」2018年12月）との認識のもと、平成31年（2019
年）4月から新たな外国人材受け入れのための在留資格¹（特定技能）²が創設され、また、同年6月には
外国人が日常生活及び社会生活を日本人と共に円滑に営むことができる環境の整備に資すること

¹ 在留資格　外国人が日本に合法的に滞在し、特定の活動を行うことができる資格。

² 特定技能　人で不足が深刻な産業分野で、一定の専門性や技術を持つ外国人を受け入れるための日本の新しい在留資格。

を目的に、「日本語教育の推進に関する法律」(注2)が公布、施行されました。また、令和6年(2024年)には入管法等の改正により「技能実習」制度の廃止、「育成就労制度」³の創設と合わせて「特定技能制度」⁴も見直しが行われるなど、外国人を取り巻く社会情勢は大きく変化してきており、今後も更なる多国籍化の進展や、言語や文化、習慣などが異なる様々な外国人市民の滞在の長期化・定住化が進むものと考えられます。

甲賀市においては、平成22年度(2010年度)に「甲賀市国際化推進計画」を策定し、平成27年(2015年)には、国際化推進計画をより実効性の高いものとするため「甲賀市多文化共生推進計画」へと改定、令和2年には第2次多文化共生推進計画を策定しました。

今回の見直しにおいては、多文化共生社会の実現と併せ、近年の社会情勢や本市の外国人住民の状況を踏まえ、本市が外国人にとって住み続けたいまちとなるために、より実情にあった計画へと見直しを行います。

2 計画の位置づけ

本計画は、「第2次甲賀市総合計画」に基づく計画であり、平成18年(2006年)に総務省が示した「地域における多文化共生推進プランについて(第3次改定版)」(2020年9月)及び平成27年(2015年)に滋賀県が示した「滋賀県多文化共生推進プラン(改定版)」(2023年3月)の方向性を踏まえてと整合を図り策定します。また、外国人市民が地域の担い手となり、甲賀市の一員として共にまちづくりを進めていく観点から、行政や市民、各種団体等の各主体が取り組む方向性を示す指針としての位置づけを有します。ます。

3 計画の期間

本計画は、第2次甲賀市総合計画の計画期間と合わせ、令和2年度(2020年度)から令和10年度(2028年度)までの9年間を計画期間としますが、期間内であっても必要に応じて見直しを行い、社会情勢の変化や制度の変更に柔軟に対応します。

³ 育成就労制度 人手不足が深刻な特定産業分野で外国人材を育成・確保するための新しい制度。2027年6月までに施行予定。

⁴ 特定技能制度 人手不足の解消を目的に、特定の産業分野で専門的・技術的な知識や経験を持つ外国人が日本で働くように創設された在留資格制度。

4 計画の進捗管理

本計画の進捗管理については、毎年度2回から3回、甲賀市多文化共生推進委員会⁵と及び府内多文化共生推進チーム⁶とのにおいて合同会議を開催し、各所管課から取り組み内容についてその進捗状況の報告を行うこととします。

第1章 多文化共生の現状とこれまでの取組と今後の課題

1 甲賀市のこれまでの取り組みから見える課題

平成27年(2015年)に令和2年(2020年)に策定した現計画では、以下のとおり53つの基本目標の柱を掲げており、その実現に向けて具体的な施策を進めてきました。その取り組みから見えてきた課題は次のとおりとなります。

目標1 ことばと情報～どこでも誰にでも情報が届くまちづくり～

地域におけるコミュニケーションの充実

【重点的な取り組み施策の方向】

- ・外国人のための総合窓口の開設（1）ニーズに合わせた日本語学習機会の提供
- ・外国人対応ができる職員の人材育成（2）多言語による情報伝達手段の確立

<評価成果>

(1) 県内市町として初めて「多文化共生センター」を設置し、「外国人相談窓口」「日本語教室」

「外国にルーツをもつ子どもの学習支援」の3事業を展開しました。

(2) 新たにゼロ初級者向け日本語教室を開設するなど、学習者のレベルに合わせた多様な学びの場を提供することができました。

(3) 外国人市民に必要な情報が入手できるよう、16言語に対応できるタブレット(電話通訳)

を導入するとともに、「やさしい日本語」の理解促進に努めました。

(4) ベトナム国籍の市民の増加に伴い、新たな外国人相談員を雇用しました。

⁵ 甲賀市多文化共生推進委員会 多文化共生推進計画の策定及びその推進について調査、審議する甲賀市付属機関のひとつ。学識経験者、外国人市民、各種団体、市内企業関係者などで構成される。

⁶ 庁内多文化共生推進チーム 多文化共生社会の実現に向けた取り組みを推進するための市役所内の関係部署のメンバーで構成された庁内チーム。

かだい <課題>

(1) 日本語学習を希望する外国人市民が多様化しており、開催日時や水口町以外の地域における学習の場を確保するとともに、新たな指導者（ボランティア）の育成、確保が必要です。

(2) ゴミ出しや騒音など文化の違いに起因するトラブルが顕在化するとともに、外国人市民、日本本人市民からの相談内容において、深刻なケースが増加しています。

外国人の国籍・出身地域や使用言語の多様化を踏まえ、相談体制充実のためにAI通訳機を導入しましたが、今後はより適切な情報や相談場所に迅速に到達できるよう、一元的総合窓口の開設及びタブレットによる通訳システムの導入に向けた検討が必要となります。

もくひょう 目標 2 安心と安全～誰もがふるさとと思えるまちづくり～

安心して暮らせるまちづくりの推進

【重点的な取り組み施策の方向】

→外国人防災リーダーの育成など地域の防災活動への参加促進

(3) ライフステージに合わせた切れ目のない支援

→外国人の子どもやその家庭のコミュニケーション支援強化

(4) 災害時に安心できる体制の構築

ひょうか せいか <評価 成果>

- (1) 乳幼児期における必要な情報を多言語化し、情報発信を強化するとともに、多言語対応の電子母子手帳を導入しました。
- (2) 子ども期においては、日本語を話すことができない外国人児童の増加に対応するため「第2かわせみ教室（日本語初期指導教室）」を開設しました。
- (3) これまで土曜日にボランティアベースで開催してきた「外国にルーツをもつ子どもの学習支援教室」について、多文化共生センターにおける平日（放課後）開催を開始しました。
- (4) 高校進学に係る進路指導や、将来に向けたキャリア形成について考える機会として、進路ガイダンスを開催しました。
- (5) 市内企業における人材不足に対応するため、甲賀市工業会の協力のもと、外国人就労に係るセミナーを開催しました。
- (6) 青年期には外国人市民向けの進路ガイダンスを開催しました。

かだい
<課題>

- (1) 依然として外国人市民の居住先について、オーナーや不動産会社、地域住民の理解が得られないケースがあり、入居に係るサポート体制の構築が求められます。
- (2) 外国にルーツをもつ児童生徒の受け入れ方法や各種団体等の役割分担が不明確であり、日本語指導などのノウハウが共有できておらず、学校現場で不安を感じています。
- (3) 外国人市民（特にブラジル国籍）の高齢化が進みつつあり、福祉、医療、介護に係る情報提供や多機関連携による支援体制の構築が必要となっています。
- (4) 「災害時多言語情報センター」の設置・運営マニュアルの実効性に課題があり、災害時外国人支援に協力する人材の育成と、情報伝達のネットワークを形成しなければなりません。
- (5) 令和6年1月1日に発生した能登半島沖地震における教訓を踏まえ、避難所における外国人受入環境の整備（準備）が必要です。
- 日本語の理解が困難な外国人に対し、災害発生時における災害そのものや被災者の生活支援、気象に関する情報提供を目的として「災害時多言語情報センター」の設置・運営に関する協定」を甲賀市国際交流協会との間で締結しました。今後はセンターの取り組みを広く周知するための方法や、多言語による情報発信方法を検討する必要があります。また、災害に備え、平時より出前講座等での更なる啓発活動が必要です。

もくひょう
目標 3 参画と交流～発見がいっぱいの交流と活躍のフィールドづくり～
たが
互いに支え合う多文化共生のまちづくり

じゅうてんてき
【重点的な取り組み】

しんぎかいどう
→まちづくり審議会等への外国人の参画の推進

たぶんかきょうせいしゃかい
(5) 多文化共生社会に向けた意識啓発

みぢかちいききがるたげんごこうりゅう
→身近な地域で気軽に多言語で交流ができる「おしゃべりカフェ（仮称）」の拠点

けいとう
づくり検討

たようせい
(6) 多様性を活かした地域づくり

ひょうか **せいか** 評価 成果>

(1) 出前講座や多文化交流イベント、中学生国際交流事業、市民訪問団の受け入れなどを実施

そごりかい つと
し、相互理解に努めました。

(2) 地域主体による外国にルーツをもつ子どもの学習支援教室（伴谷：4か所）が開設されました。

かだい <課題>

(1) 47か国29言語の外国人市民とのコミュニケーションを図るため、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語以外の言語の翻訳体制の構築や、やさしい日本語のさらなる普及啓発が必要です。

(2) 行政窓口及び手続きにおける「やさしい日本語」の普及が不十分です。

(3) 社会情勢や時代背景の変化を踏まえ、中学生交流などを含めた「今日的な国際交流のあり方」を再考する時期を迎えています。

(4) 外国人市民の居住先が市内で散在するなか、地域ごとに子ども学習支援教室等が開催されるなど、モデルケースの横展開が必要です。

がいこくじん いけん ようぼう せつきよくてき しせい はんえい たぶん かきょうせいいしんいいんかい
外国人の意見や要望を積極的に市政に反映させるため、多文化共生推進委員会をはじめとした各種委員会への外国人の登用を推進しました。今後は、委員等への登用以外にも、外国人市民の意見を広く反映させるための仕組みの検討が必要です。

た げ ん ご こ う り ゆ う き ょ て ん か ふ え か く じ ゅ う け ん と う
また、多言語で交流できる拠点づくりとして「おしゃべりカフェ」の拡充を検討するとともに、新たな日本語教室の開設に向け、指導者やボランティアとなる人材の確保や育成が必要となります。

もくひょう 目標4 「ひと」の国際化～ちがいがわかるグローバル市民の育成～

じゅうてんてき とく 【重点的な取り組み】

ぐろーばるしみんじんざいはんく かしょ かいせつ けんとう
・グローバル市民人材バンク（仮称）開設の検討

ひょうか **かだい** 評価・課題>

こくさいこ うりゅうきょうかい かくしゅだんたい れんけい はか たぶん かきょうせい すいしん じんざい は っくつ かくほ つと
国際交流協会や各種団体との連携を図り、多文化共生を推進する人材の発掘・確保に努めました。今後も、地域や各種団体など各分野の担い手となる「キーパーソン」の発掘や、外国人コミュニティとの連携などにより、更なる人材の確保を進めていく必要があります。

もくひょう ごくさいか こうかし ねつとわーく
目標5 「まち」の国際化～甲賀市ならではのネットワークをめざして～

じゅうてんてき とく
【重点的な取り組み】

しみんかつどうだんたい いくせい ねつとわーく きょうか
・市民活動団体の育成・ネットワーク強化

ひょうか かだい
<評価・課題>

たぶんかりかい こうじょう はか しみんだんたい しまいとし ごらりゅうかつどう ちゅうがくせいこくさいこうりゅう
多文化理解の向上を図るため、市民団体による姉妹都市との交流活動や、中学生国際交流
じぎょう じっし しえん こんご こくさいこうりゅうじぎょうさんかしゃ ねつとわーく かつよう ほんし
事業の実施を支援しました。今後は国際交流事業参加者のネットワークを活用し、本市の
しょうらい こくさいこうりゅう にな じんざい いくせい つと こくさいごうりゅうきょうかい かくしゅ
将来の国際交流を担う人材の育成に努めるとともに、国際交流協会をはじめとする各種
だんたい れんけい はか たぶんかきょうせい りかい いしき む とく すす
団体と連携を図りながら、多文化共生への理解・意識づくりに向けた取り組みを進めていく
ひつよう
必要があります。

だい しょ きほんりねん もくひょう たぶんかきょうせいしゃかい すがた 第2章 基本理念と目標めざす多文化共生社会の姿

きほんりねん ぜんけいかく ひ つ ほんし たぶんかきょうせいしゃかい すがた たぶんか
基本理念は前計画を引き継ぐものとし、本市がめざす多文化共生社会の姿については、多文化
きょうせい かんきょう へんか いか せってい ほんけいかく てーま きほんもくひょう いか
共生をめぐる環境の変化をふまえ、以下のように設定します。本計画のテーマや基本目標を以下の
かか ように掲げます。

きほんりねん 1 基本理念

にほんじん がいこくじん しみん たが ぶんか せいかつしゅうかん りかい こくさいかんかく
日本人も外国人も、市民がお互いの文化や生活習慣などにふれ、理解しあいながら、国際感覚を
やしな しみん きぎょう だんたい ぎょうせい いittai だれ さんかく とも きず じそくてき はってん
養い、市民や企業、団体、行政が一体となって誰もがまちづくりに参画し、共に築き持続的に発展
するまちを目指します。

たが ちが よ みと あ あたら しみんぶんか そうぞう
お互いの違いや良さを認め合い、ともに新しい市民文化を創造するまちづくり

ほんけいかく てーま こうかし たぶんかきょうせいしゃかい すがた 2 本計画のテーマ 甲賀市がめざす多文化共生社会の姿

じんごうげんしょう しょうしこうれいか きゅううそく しんてん いっぽう こ う か し がいこくじんじんごう そ う か けいこう
人口減少と少子高齢化が急速に進展する一方、甲賀市の外国人人口は増加の傾向をたどっており、
ほんし にほんじん がいこくじん す づ がいこくじん ほんし こ う せ い
本市が日本人だけでなく外国人にとっても「住み続けたいまち」となり、また、外国人が本市を構成
いちいん ち い き かつやく しょ う う い む じ ぞくか の う め ざ
する一員として地域で活躍できるようになることが、将来に向けた持続可能なまちづくりを目指す
ひつよう ひつよう ひつよう
うえで必要です。

ふ しみん ぶんかはいけい り か い た が ぶ ン か そんちよう
このことを踏まえ、すべての市民が、それぞれの文化背景を理解し、お互いの文化を尊重すると
おな ち い き た が さ さ あ た い と う か ん け い き づ た よ う せ い い か つ や く た ぶ ン か き ょ う せ い しゃ か い
ともに、同じ地域で互いに支え合う対等な関係を築き、多様性を活かして活躍できる多文化共生社会
じつけん
の実現をめざします。

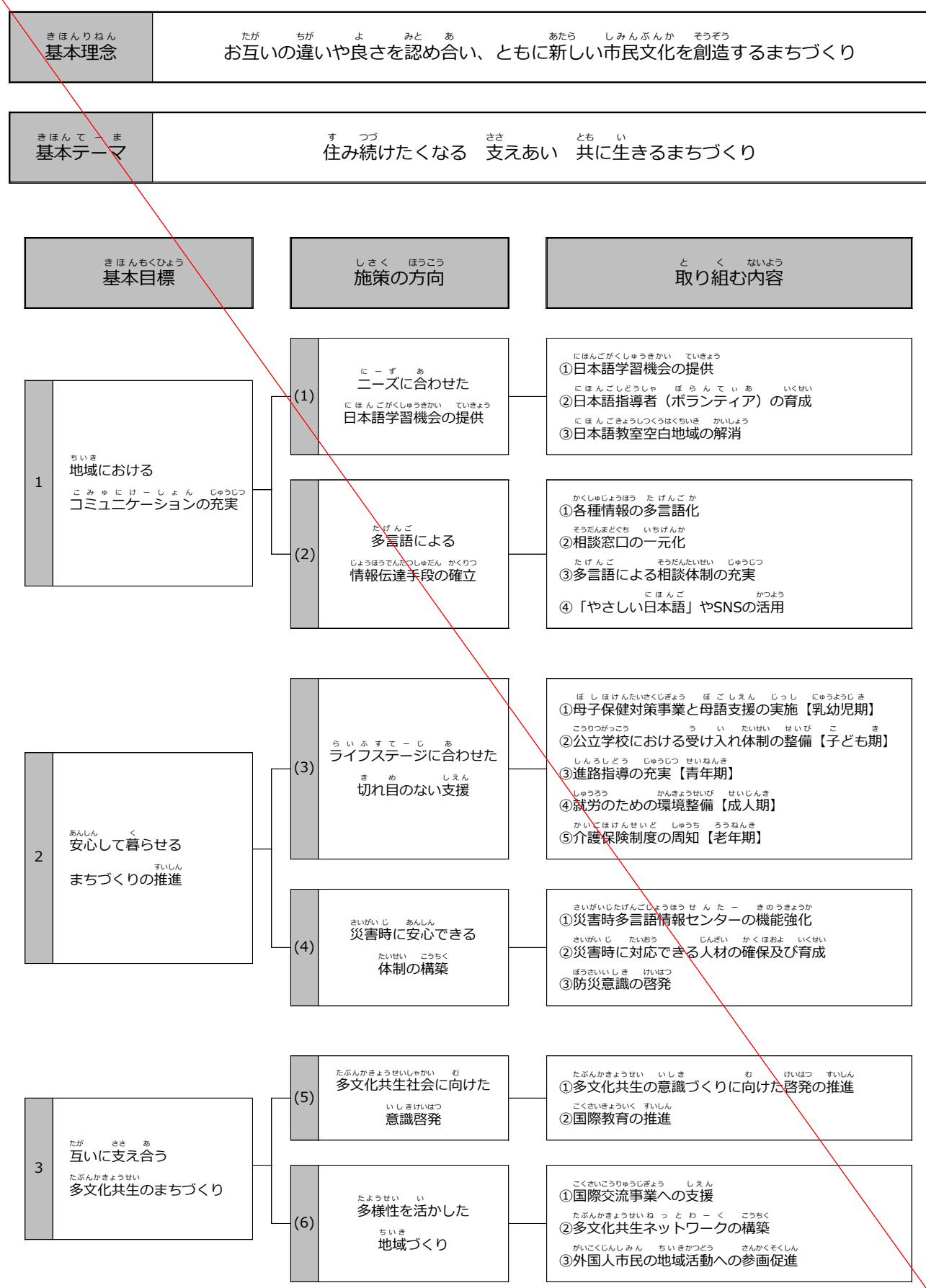
こんご じゅうらい し え ン と く あわ がいこくじん じんせい す て ー じ あんしん く
今後は、従来からの支援の取り組みと併せ、外国人が人生のどのステージにおいても安心して暮ら
き め し え ン お こ な が い こ く じ ん に ほ ん じ ん と ち さ さ あ く
らすことができるような切れ目のない支援を行うことで、外国人と日本人とが共に支え合って暮ら
た ぶ ン か き ょ う せ い しゃ か い じ つけん も く て き てーま つ ぎ か か
れる多文化共生社会を実現することを目的として、テーマを次のように掲げます。

す づ づ 住み続けたくなる 支えあい 共に生きるまちづくり

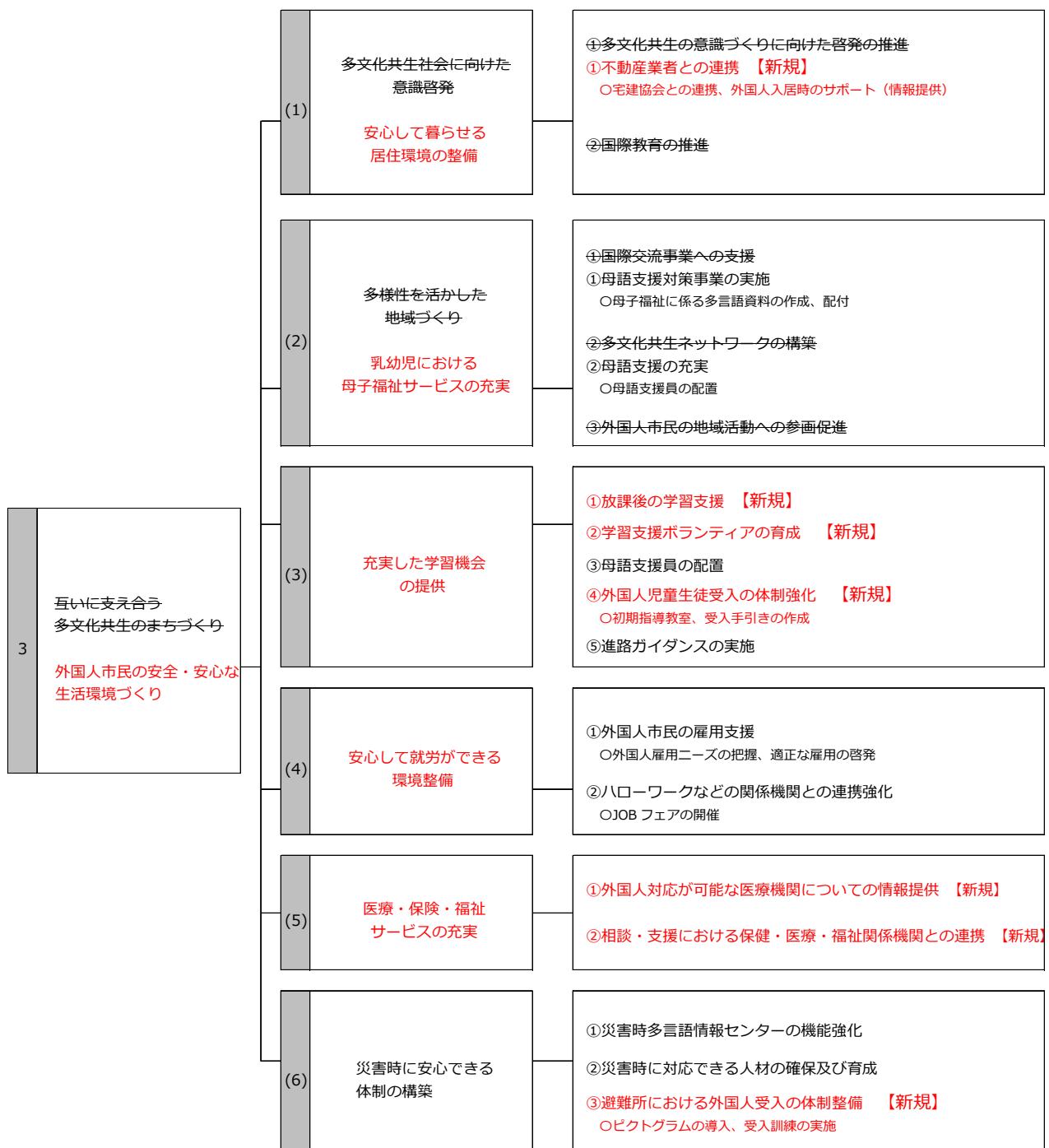
こくせき みんぞく し み ん
国籍や民族などのちがいにかかわらず、すべての市民が

- ① 同じ地域で共に生き、互いに支え合う関係であることを認識しています。
- ② 個性や能力を十分に發揮し、多様性に富んだ社会に参画しています。
- ③ ライフステージに応じた支援を受け、安心して暮らしています。

けいかく たいけい
3 計画の体系



計画の体系		
基本理念	お互いの違いや良さを認め合い、ともに新しい市民文化を創造するまちづくり	
基本テーマ めざす 多文化共生社会 の姿	<p>住み続けたくなる 支えあい 共に生きるまちづくり</p> <p>国籍や民族などのちがいにかかわらず、すべての市民が</p> <p>①同じ地域で共に生き、互いに支え合う関係であることを認識しています。</p> <p>②個性や能力を十分に発揮し、多様性に富んだ社会に参画しています。</p> <p>③ライフステージに応じた支援を受け、安心して暮らしています。</p>	
基本目標	施策の方向	取り組む内容
<p>1 地域における コミュニケーションの充実 多文化共生の意識定着と 外国人市民の地域参画促進</p>	<p>(1) ニーズに合わせた 日本語学習機会の提供 多文化共生に向けた 意識啓発</p> <p>(2) 多言語による 情報伝達手段の確立 多様な市民の 社会参画支援</p>	<p>①日本語学習機会の提供 ①異文化交流イベントの開催 【新規】</p> <p>②日本語指導者（ボランティア）の育成 ②行政の国際化 【新規】 ○市職員を対象としたやさしい日本語講座の実施 ○行政資料のやさしい日本語化</p> <p>③日本語教室空白地域の解消 ③国際教育の推進</p> <p>④各種情報の多言語化 ①多文化共生の担い手づくり 【新規】</p> <p>②相談窓口の一元化 ②外国人コミュニティリーダーの育成 【新規】</p> <p>③多言語による相談体制の充実 ③通訳・翻訳ボランティア制度の運営 【新規】</p> <p>④「やさしい日本語」やSNSの活用</p>
<p>2 安心して暮らせる まちづくりの推進 外国人市民への確実な情報 提供と日本語教育の推進</p>	<p>(1) ライフステージに合わせた 切れ目のない支援 多言語による情報発信・ 相談体制の整備</p> <p>(2) 災害時に安心できる 体制の構築 ニーズに合わせた 日本語学習機会の提供</p>	<p>①母子保健対策事業と母語支援の実施【乳幼児期】 ①多言語対応の情報発信</p> <p>②公立学校における受け入れ体制の整備【子ども期】 ②一元的相談窓口の運営</p> <p>③進路指導の充実【青年期】 ③専門家による定期相談会 【新規】</p> <p>④就労のための環境整備【成人期】 ④生活オリエンテーションの実施 【新規】 ○生活ガイドブックの作成、配付</p> <p>⑤介護保険制度の周知【老年期】</p> <p>⑥災害時多言語情報センターの機能強化 ①日本語や日本社会についての学習機会の提供</p> <p>②災害時に対応できる人材の確保及び育成 ②日本語指導者（ボランティア）の育成</p> <p>③防災意識の啓発</p>



きほんもくひょう とくないよう 4 基本目標と取り組み内容

ほんけいかく めざ しさく ほうこうせい しめ もくひょう かか
本計画において目指すべき施策の方向性を示すものとして、3つの目標を掲げます。

1

ちいき こみゅにけーしょん じゅうじつ 地域におけるコミュニケーションの充実

たぶんかきょうせい いしきていちゃく がいこくじんしみん ちいきさんかく そくしん 多文化共生の意識定着と外国人市民の地域参画の促進

こんごよそう がいこくじんしみん そうか たこくせきか たげんごたいおう にほんごきょういく じゅうようせい
今後予想される外国人市民の増加や多国籍化により、多言語対応や日本語教育の重要性はさらに
ま かんが がいこくじんしみん せいかつ ひつよう ごみゅにけーしょんしえん
増してくるものと考えられます。外国人市民が生活していくうえで必要なコミュニケーション支援
おこな ぎょうせいじょうほう せいかつじょうほう ひつよう じょうほう たげんご にほんご ていきよう
を行うとともに、行政情報や生活情報など、必要な情報を多言語や「やさしい日本語」で提供し
たり、外国人の多くがSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用して生活情報の
しゅうしゅう あこな そ attei たいあす すいしん
収集を行うことを想定した対応も推進します。

○施策の方向

にーずに合わせた日本語学習機会の提供

(1) 多文化共生に向けた意識啓発

たげんご じょうほうでんつしゅだん かくりつ (2) 多言語による情報伝達手段の確立

(2) 多様な市民の社会参画支援

○到達目標

- がいこくじんしみん にーずに合わせた日本語学習の機会が提供されている。

- にほんごきょうしつ になしどうしゃ ほらんていあいくせい
・日本語教室を担う指導者やボランティアが育成されている。

- がいこくじんしみん ひつよう じょうほう あくせす かんきょう との
・外国人市民が必要な情報にアクセスしやすい環境が整っている。

せいかしひょう
《成果指標》

成果指標は、第2章(6)P.27にまとめて表示しています。

しひょう 指標	げんきょう 現況	もくひょう 目標
かくちいき にほんごがくしゅうきかい ていきよう 各地域で日本語学習機会の提供 にほんごきょうしつとう (日本語教室等)	にん 2箇所	にん 6箇所
にほんご ほらんていあいくせい かくほ 日本語ボランティアの確保	にん 20人	にん 40人
いちげんてきそうだんまどぐち せっち 一元的相談窓口の設置	みせつち 未設置	せつち 設置

(1) ニーズに合わせた日本語学習機会の提供

(1) 多文化共生に向けた意識啓発

<現状と課題>

言葉の問題により外国人市民が地域でのコミュニケーションを図れないことや、生活中に必要な知識や情報を得られないことがあります。外国人市民が、地域社会の構成員として共に生活していくためには、日本語でのコミュニケーションを図ることができるよう日本語の習得に努めるとともに、日本の文化や慣習などについて理解を深めることが必要です。

現在、外国人の日本語習得への支援として、ボランティアによる日本語教室を実施していますが、受講希望者の急激な増加やボランティアの不足などの課題があります。日本語教室は、外国人市民の日本語学習などの支援はもとより、外国人市民にとっての交流を深める機会であり、安心できる居場所や生活に必要な情報を収集する場でもあることから、外国人市民の増加に合わせ、新たな日本語教室の開設や、教室を担うボランティアの育成が求められています。

<基本的な考え方>

外国人市民のニーズに合わせた新たな日本語教室の開設など、市民団体や企業と連携を図りながら日本語教育の取り組みを進めるとともに、その教室を担うボランティアの発掘・育成を行います。

<施策・取り組み>

施策	事業名	所管課
<p>① 日本語学習機会の提供</p> <p>① 異文化交流イベントの開催</p> <p>市民団体や企業と連携を図りながら、外国人市民の生活環境やニーズに合った日本語学習の機会を提供します。</p>	国際化推進事業	政策推進課
<p>② 日本語指導者（ボランティア）の育成</p> <p>② 行政の国際化</p> <p>○市職員を対象としたやさしい日本語講座の実施</p> <p>○行政資料のやさしい日本語化</p> <p>外国人市民の日本語習得の機会を増やすため、日本語教室の指導者やボランティアの育成を図ります。また、養成講座を通じて多文化共生に対する理解を広げます。</p>	国際化推進事業	政策推進課

継続

<p>③ 日本語教室空白地域の解消</p> <p>③ 国際教育の推進</p> <p>—日本語教室が開設されていない地域の日本語学習環境を整備することで、外国人が生活に必要な日本語を習得し、日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるようになります。</p>	<p>こくさいかすいしんじぎょう 国際化推進事業</p>	<p>せいさくすいしんか 政策推進課</p>
---	----------------------------------	----------------------------

た げ ん ご じ ょう ほう でんたつしゅだん かくりつ (2) 多言語による情報伝達手段の確立

た よ う し ゅ ん しゃかいさんかくし ん (2) 多様な市民の社会参画支援

げんじょう かだい <現状と課題>

ことば せいど ちが ちしきぶそく だ かた そうおん せいかつる ー る ま な ー かん とらぶ
言葉や制度の違いによる知識不足が、ごみの出し方や騒音などの生活ルールやマナーに関するトラブル
る しょう こんご げんご に ー ず た よ う か よ そ う た げ ん ご に ほん
ルを生じさせています。今後は、言語二種の多様化が予想されることから、多言語や「やさしい日本
ご てきせつ じょ う ほ う い き よ う くわ が い こ く じ ん お お せ い か つ じ ょ う ほ う しゅ う しゅ う り よ う そ ー し ゃ る
語」による適切な情報提供に加え、外国人の多くが生活情報の収集に利用するSNS(ソーシャル
ネットワーキング・サービス)の活用を検討するなど、外国人が日本での生活ルールを学べる環境づくり
ね つ と わ ー き ん ぐ さ ー び す か つ う け い と う が い こ く じ ん に ほん せ い か つ ー る ま な か か き き ょう
ネットワーキング・サービス)の活用を検討するなど、外国人が日本での生活ルールを学べる環境づくり
あ こ な ひ つ う り を 行 う 必 要 が あ り ま す。

きほんてき かんが かた <基本的な考え方>

が い こ く じ ん に ほ ん せ い か つ な か に ほ ん ご の う り よ く ふ じ ゆ う ぶ ん え ん か つ い し そ つ う は か
外国人が日本において生活していく中で、日本語能力が不十分なことから、円滑な意思疎通が図れず
さ ま ざ ま ば め ん し し ょ う し し ょ う う な た げ ん ご じ ょう ほ う さ ー び す て い き う お よ う そ う だ ん
に様々な場面において支障が生じ得ることの無いよう、多言語による情報やサービスの提供及び相談
た い せ い じ ゅ う じ つ は か
体制の充実を図ります。

し さ く と < <施策・取り組み>

し さ く 施 策	じ ぎ ょうめい 事 業 名	しょかんか 所 管 課
<p>① 各種情報の多言語化</p> <p>① 多文化共生の担い手づくり</p> <p>—外国人市民にとって必要な情報が入手できるよう、様々な媒体や手段を活用しながら、多言語による情報提供に努めるとともに、提供する内容の充実を図ります。</p>	<p>こくさいかすいしんじぎょうとう 国際化推進事業等</p>	<p>かんけいかくか 関係各課</p>
<p>新</p>		

新

<p>② 相談窓口の一元化 外国人コミュニティリーダーの育成</p> <p>外国人が適切・迅速なサービスを受けることができるよう、情報提供及び相談を多言語で行う一元的相談窓口の設置を推進します。</p>	<p>外国人相談事業</p> <p>国際化推進事業</p>	<p>生活環境課</p> <p>政策推進課</p>
<p>③ 多言語による相談体制の充実 通訳・翻訳ボランティア制度の運営</p> <p>窓口への通訳の配置など、子育てや教育、保健・福祉などの広範な相談に多言語で対応できる体制を整備します。</p>	<p>外国人相談事業等</p>	<p>関係各課</p>
<p>④ 「やさしい日本語」やSNS（ソーシャル・ネットワーキングサービス）の活用</p> <p>情報提供の手段として、外国人にも理解しやすい「やさしい日本語」や、SNSの活用を図ります。</p>	<p>国際化推進事業</p>	<p>政策推進課</p>

(参考) 生活・防災情報の収集方法

外国人がどのようにして日本での生活情報などを収集しているのか、国際交流フェスタ2019を訪れた外国人約100名にアンケートを行いました。

生活情報については「YouTube」の割合が35.2%と最も高く、次いで「Facebook」が26.4%、「Google」が22.0%と続いています。ネット媒体の利用が多いことがわかることから、今後は情報提供の手段としてSNSの積極的な活用を検討する必要があります。

また、防災情報については、「テレビ」が37.4%と最も高く、次いで「Facebook」が28.6%と続いています。生活情報の収集では利用の少なかった「テレビ」や「甲賀市ホームページ」が利用されており、正確な情報を信頼性の高い媒体から得ていることがわかります。

<利用頻度の高い媒体>

生活情報		防災情報	
1	YouTube (35.2%)	テレビ	(37.4%)
2	Facebook (26.4%)	Facebook	(28.6%)
3	Google (22.0%)	甲賀市ホームページ	(11.0%)
4	友人 (8.8%)	Google	(9.9%)
5	テレビ (3.3%)	YouTube	(5.5%)

国際交流フェスタ2019より

2

安心して暮らせるまちづくりの推進

外国人市民への確実な情報提供と日本語教育の推進

外国人市民は、そのライフステージにおいて日本人と同様の課題を抱える一方、「ことばの壁」などによる外国人特有の課題を抱えています。永住化・定住化する外国人が増えると予想される中、外国人のライフステージ全般を見渡し、各分野の連携した取り組みによる継続した支援を行ないます。

○施策の方向

(1) ライフステージに合わせた切れ目ない支援

(1) 多言語による情報発信・相談体制の整備

(2) 災害時に安心できる体制の構築

(2) ニーズに合わせた日本語学習機会の提供

○到達目標

・ライフステージの各場面に合わせて「子育て」や「教育」、「介護」など切れ目のないサービスが提供され、本市が外国人にとって安心して暮らせるまちとなっている。

《成果指標》

指標	現況	目標
高等学校への進学率	82.4%	90.0%
就労のための研修機会の提供	年0回	年1回
災害時多言語情報センター設置・運営訓練	年間1回 <small>（他市町との広域訓練含む）</small>	年間2回

(1) ライフステージに合わせた切れ目のない支援

(1) 多言語による情報発信・相談体制の整備

<現状と課題>

—滞在の長期化・定住化の進展に伴い、外国人市民はその人生の各ステージにおいて日本人と同様の課題を抱える一方で、言葉や制度の違いなどによる外国人特有の課題も抱えているなど、それらの課題は複雑多岐にわたっており、多国籍化、多様化する社会の変化に対応するためにも、「教育」や「介護」、「防災」など、制度の壁を越えた互恵的な支援の仕組みづくりが求められています。—

—多文化共生の社会づくりに向け、外国人市民が将来にわたって本市で安心した生活を続けられるように、行政のみならず、企業や各種団体との連携により生活全般にわたる切れ目のない支援が必要です。—

<基本的な考え方>

—ライフステージに応じて、「子育て」や「教育」、「労働環境」、「介護」など様々なテーマがあり、また、各年代を通じて「医療」や「防災」などの共通したテーマがあります。それぞれを個別の施策として考えるのではなく、継続した支援の観点から多文化共生の取り組みを進めます。—

<施策・取り組み>

施策	事業名	所管課
① 多言語対応の情報提供 ② 母子保健対策事業と母語支援の実施	子育て世代包括支援事業 母子保健活動事業 母語支援事業	すこやか支援課 保育幼稚園課
継続 乳幼児期	母子健康手帳の交付や訪問指導、乳幼児健診などの基本的な情報について、外国人保護者に提供するとともに、通訳を介し指導や健診などを適切に実施します。 また、外国人園児とその保護者がスマートな園生活を送ることができるよう、母語支援員を園に配置して通訳等の対応を行います。	

<p style="text-align: center;">こ 続 き も 期</p>	<p>② 公立学校における受け入れ体制の整備</p> <p>② 一元的相談窓口の運営</p> <p>がいこくじん こ しゅうがくじつた はあく きょういく きかい かく 外国人の子どもの就学実態を把握し、教育の機会を確 保するとともに、日本語指導や学校生活への適応指導の充 実を図ります。また、就学に課題を抱える子どもとその 保護者に対し、関係部局や団体が連携して就学意識・ 意欲を高める働きかけを行います。</p>	<p>ほ ご し えん じ ぎ ょう 母語支援事業</p>	<p>が っ こ う き う い く か 学校教育課</p>
<p style="text-align: center;">新 青 年 期</p>	<p>③ 進路指導の充実</p> <p>③ 専門家による定期相談会</p> <p>しょうらい みとお いよく のうりよく おう しんろしどう てい 将来を見通し、その意欲と能力に応じた進路指導が提 供されるよう、日本語指導の充実やキャリア教育をはじ めとした包括的な支援を行います。</p>	<p>ほ ご し えん じ ぎ ょう 母語支援事業</p> <p>ち ゃ れ ん じ う い ー く じ ぎ ょう チャレンジワーク事業</p>	<p>が っ こ う き う い く か 学校教育課</p>
<p style="text-align: center;">成 人 期</p>	<p>④ 就労のための環境整備</p> <p>④ 生活オリエンテーションの実施</p> <p>○生活ガイドブックの作成、配付</p> <p>がいこくじん こ カん き ぎ よう に 一 す は あ く つ と 外国人雇用に関する企業のニーズ把握に努めるとともに、 ハローワークなどの関係機関との連携や相談窓口の充実を 図ります。また、外国人が日本で働く上の長期的な ビジョンを持てるよう情報提供を行い、就業の促進を 図ります。</p>	<p>しゅうろう そうだん じ ぎ ょう 就労相談事業</p> <p>こくさい か すい し い じ ぎ ょう 国際化推進事業</p>	<p>しょうこう う せいか 商工効政課</p> <p>せいさく すい し ん か 政策推進課</p>
<p style="text-align: center;">老 年 期</p>	<p>⑤ 介護保険制度の周知</p> <p>がいこくじん し みん かい ご ほけ ん せ い ど じ ゆう ち 外国人市民が介護保険制度の情報を容易にアクセスでき、そのサービス内容や施設利用等について理解できるよ う、介護通訳の実施を検討するとともに制度の周知を充実させます。</p>	<p>かい ご ほけ ん じ ぎ ょう 介護保険事業</p>	<p>ち ょう じ ゆふ く し か 長寿福祉課</p>

(2) 災害時に安心できる体制の構築

(2) ニーズに合わせた日本語学習機会の提供

<現状と課題>

がいこくじん し みん ぼう さい さい がい ち し き に し き ふ そ く ち い き き は く
外国人市民は、防災や災害についての知識や認識が不足していたり、地域とのつながりが希薄な
場合は、防災訓練に参加する機会が少ないことが考えられます。また、災害時には、必要な情報を
入手できずに様々な困難に直面することも予想されることから、平時より防災知識の普及・啓発や、
多言語による災害時の情報提供など、外国人市民を対象とした災害対策が求められます。一方、今後

ちいきぼうさい きょうか がいこくじんしみんじしん ひさいしゃ しえん きょうじょ してん くわ けいはつ ちいき
は、地域防災の強化のため、外国人市民自身が被災者を支援する「共助」の視点を加え、啓発や地域
ぼうさいくんれん おこな ひつよう
の防災訓練を行うことが必要となります。

きほんてき かんが かた <基本的な考え方>

こうちかしこさいこうりゆうきょうかい かんけいだんたい れんけい たげんご ぼうさいじょうほう ていきょう へいじ
甲賀市国際交流協会などの関係団体と連携し、多言語により防災情報を提供するなど平時から
ぼうさい かん きほんてき ちしき ふきゅう けいはつ すいしん がいこくじんしみん ぼうさいくんれん さんか そくしん
防災に関する基本的な知識の普及・啓発を推進します。また、外国人市民の防災訓練への参加を促進
ぼうさいいしき たか さいがい たい ふあん かいじょう つと
し、防災意識を高めたり、災害に対する不安を解消したりすることに努めます。

しさく とく <施策・取り組み>

しさく 施策	じぎょうめい 事業名	しょかんか 所管課
<p>① 災害時多言語情報センターの機能強化</p> <p>① 日本語や日本社会についての学習機会の提供</p> <p>② 災害時に対応できる人材の確保及び育成</p> <p>② 日本語指導者（ボランティア）の育成</p> <p>③ 防災意識の啓発</p>	<p>こくさいかすいしんじぎょう 国際化推進事業</p> <p>さいがいいたいさくじぎょう 災害対策事業</p> <p>こくさいかすいしんじぎょう 国際化推進事業</p> <p>こくさいかすいしんじぎょう 国際化推進事業</p>	<p>せいさくすいしんか 政策推進課</p> <p>ききかんりか 危機管理課</p> <p>せいさくすいしんか 政策推進課</p> <p>せいさくすいしんか 政策推進課</p>
<p>① 災害時多言語情報センターの機能強化</p> <p>① 日本語や日本社会についての学習機会の提供</p> <p>② 災害時に対応できる人材の確保及び育成</p> <p>② 日本語指導者（ボランティア）の育成</p> <p>③ 防災意識の啓発</p>	<p>こくさいかすいしんじぎょう 国際化推進事業</p> <p>さいがいいたいさくじぎょう 災害対策事業</p> <p>こくさいかすいしんじぎょう 国際化推進事業</p> <p>こくさいかすいしんじぎょう 国際化推進事業</p>	<p>せいさくすいしんか 政策推進課</p> <p>ききかんりか 危機管理課</p> <p>せいさくすいしんか 政策推進課</p> <p>せいさくすいしんか 政策推進課</p>
<p>① 災害時多言語情報センターの機能強化</p> <p>① 日本語や日本社会についての学習機会の提供</p> <p>② 災害時に対応できる人材の確保及び育成</p> <p>② 日本語指導者（ボランティア）の育成</p> <p>③ 防災意識の啓発</p>	<p>こくさいかすいしんじぎょう 国際化推進事業</p> <p>さいがいいたいさくじぎょう 災害対策事業</p> <p>こくさいかすいしんじぎょう 国際化推進事業</p> <p>こくさいかすいしんじぎょう 国際化推進事業</p>	<p>せいさくすいしんか 政策推進課</p> <p>ききかんりか 危機管理課</p> <p>せいさくすいしんか 政策推進課</p> <p>せいさくすいしんか 政策推進課</p>

継
重点

継続

3

互いに支え合う多文化共生のまちづくり 外国人市民の安全・安心な生活環境づくり

外国人との共生社会を実現するためには、外国人との共生の必要性や意義について市民の幅広い理解が必要です。外国人を孤立させることなく、本市を構成する一員として受け入れ、外国人を含む全ての人々が互いの人権を尊重し、支え合う共生社会の実現を図るために、多文化共生への理解及び意識づくりに努めます。

○施策の方向

(1) 多文化共生に関する啓発の推進

(1) 安心して暮らせる居住環境の整備

(2) 多様性を活かした地域づくり

(2) 乳幼児における母子福祉サービスの充実

(3) 充実した学習機会の提供

(4) 安心して就労ができる環境整備

(5) 医療・保険・福祉サービスの充実

(6) 災害時に安心できる体制の構築

○到達目標

・市民一人ひとりが多文化共生への意識を持って行動している。

・日本人と外国人とが交流し、多文化共生を推進する環境が整っている。

《成果指標》

指標	現況	目標
多文化理解のための研修会実施	年間4回	年間6回
出前講座等による啓発回数	年間12回	年間20回

(1) 多文化共生に関する意識啓発

(1) 安心して暮らせる居住環境の整備

<現状と課題>

本市においては様々な文化的背景を持った外国人市民が増加しており、お互いの良さや違いを認め合い、尊重し合うことが求められています。しかしながら、地域では、言語や文化、習慣等の違いやコミュニケーション不足などから、誤解や意見の相違によるトラブルが生じたり、外国人市民が地域社会にとけ込めず孤立していることもあります。

地域社会の中で暮らす外国人について理解を深め、多文化共生社会を実現するために、日常的に身近な場所で交流できる環境づくりが必要となります。また、継続して啓発活動を行い、日本人と外国人とが共に多文化共生に対する理解を高めていくことが求められます。

<基本的な考え方>

地域社会における多文化共生の実現に向けた意識啓発に取り組むほか、多様な背景を持つ人々が互いに支え合い、共に地域の担い手となって活躍できる環境整備に取り組みます。

また、東京オリンピック・パラリンピックにおける「共生社会ホストタウン」への登録を契機として、国籍や障害の有無、文化の違いなどに関わらず、あらゆる人々がお互いの人権を尊重しあう共生社会の実現を目指します。

<施策・取り組み>

施策	事業名	所管課
<p>① 多文化共生の意識づくりに向けた啓発の推進</p> <p>① 不動産業者との連携</p> <p>○ 宅建協会との連携、外国人入居時サポート</p> <p>各種啓発活動を通じて、外国人との共生の必要性や意義について日本人市民の幅広い理解を促し、地域社会全体で日本人と外国人とがお互いに人権が尊重できるまちづくりを進めます。</p>	国際化推進事業等	関係各課
<p>② 国際教育の推進</p> <p>日本人市民と外国人市民との交流などを通じ、地域住民の異文化理解を深め、地域の多文化共生を進めます。</p> <p>*国際教育 国際社会において、地球的視野に立って、主体的に行動するためには、必要と考えられる態度・能力の基礎を育成するための教育</p>	国際交流事業	政策推進課

新
重点

(2) 多様性を活かした地域づくり

(2) 乳幼児における母子福祉サービスの充実

<現状と課題>

日本人市民は、外国人と同じ地域で暮らす仲間として受け入れるとともに、外国の文化や生活習慣などを理解する努力も必要となります。その一方で、外国人市民は地域の構成員として、積極的に地域活動に参画し、日本人との交流を図るなど、地域社会をともに築く努力が必要です。

しかし、外国人市民は地縁組織の認識が薄く、区や自治会等へ加入するのではなく、身近な外国人同士のネットワーク内で生活している場合も多いため、区や自治会などの役割について外国人市民の理解を得ることや参加促進が課題となっています。また、市民は外国人市民と接する機会が増えたものの、外国人とのコミュニケーションに不慣れであることなどから、地域における外国人市民との交流も十分進んでいないのが現状です。

外国人を「支援される側」として捉えた従来の見方を超えて、外国人の持つ多様性を活かし、その地域でお互いの顔が見える関係づくりを進めていく必要があります。

<基本的な考え方>

日本人と外国人とが交流する場を創出することで多文化共生意識の醸成を図るとともに、外国人市民の自立を促進して地域で主体的に活躍できるよう、キーパーソンとなる人物や外国人コミュニティとの連携を図ります。

<施策・取り組み>

施策	事業名	所管課
<p>① 国際交流事業への支援</p> <p>① 母語支援対策事業の実施</p> <p>○母語福祉に係る多言語資料の作成、配付</p> <p>市民一人ひとりが多文化共生意識の醸成を図り、地域における異文化理解に繋げていくため、海外の姉妹都市との交流事業を実施します。</p>	こくさいこうりゅうじぎょう 国際交流事業 ちゅうがくせいこうりゅうじぎょう 中学生国際交流事業	せいさくすいしんか 政策推進課 がっこうきょうういくか 学校教育課
<p>② 多文化共生ネットワークの構築</p> <p>② 母語支援の充実</p> <p>○母語支援員の配置</p>	こくさいかくすいしんじぎょう 国際化推進事業	せいさくすいしんか 政策推進課

きーぱーそん がいこくじんしみん れんけい がいこくじん じょうほう キーパーソンとなる外国人市民と連携し、外国人への情報 ていきょう げんじょう にーすはあくとう おこな たぶんかきょうせいしゃかい む 提供や現状・ニーズ把握等を行い、多文化共生社会に向けた ねつとわーく ごうちく はか ネットワークの構築を図ります。		
がいこくじんしみん ちいきかつどう さんかくそくしん ②外国人市民の地域活動への参画促進 がいこくじんしみん いけん はんえい たようせい きょうじゅ ちいき 外国人市民の意見が反映され、多様性を享受できる地域づくり すいしん がいこくじんしみん ごりつ たが たす あ かんけい を推進し、外国人市民が孤立せずにお互いが助け合える関係の ごうちく はか 構築を図ります。	こくさいかすいしんじょう 国際化推進事業	せいさくすいしんか 政策推進課

(3) 充実した学習機会の提供

げんじょう かだい
<現状と課題>

しらべとく
<施策・取り組み>

- 新
- 新
- 継続
- 新
重点
- 継続

しらべ 施策	じぎょうめい 事業名	しょかんか 所管課
ほうかご がくしゅうしえん ① 放課後の学習支援		
がくしゅうしえん いくせい ② 学習支援ボランティアの育成		
ほご しえんいん はいち ③ 母語支援員の配置		
がいこくじんじどうせいとうけいれ たいせいか ④ 外国人児童生徒受入の体制強化 しょきしどうきょうしつ うけいれ びき さくせい ○初期指導教室、受入手引きの作成		
しんろ じっし ⑤ 進路ガイダンスの実施		

(4) 安心して就労ができる環境整備

げんじょう かだい
<現状と課題>

しらべとく
<施策・取り組み>

- 継続
- 継続

しらべ 施策	じぎょうめい 事業名	しょかんか 所管課
がいこくじんしみん こよしえん ① 外国人市民の雇用支援 がいこくじんこよ はあく てきせい こよ けいはつ ○外国人雇用ニーズの把握、適正な雇用の啓発		
かんけいきかん れんけいきょうか ② ハローワークなどの関係機関との連携強化 ジョブ ふえあ かいさい ○JOBフェアの開催		

(5) 医療・保険・福祉サービスの充実

<現状と課題>

<施策・取り組み>

施策	事業名	所管課
① 外国人対応が可能な医療機関についての情報提供		
② 相談・支援における保健・医療・福祉関係機関との連携		

(6) 災害時に安心できる体制の構築

<現状と課題>

<施策・取り組み>

施策	事業名	所管課
① 災害時多言語情報センターの機能強化		
② 災害時に応える人材の確保及び育成		
③ 避難所における外国人受入の体制整備 ○ピクトグラムの導入、受入訓練の実施		

けいかく　たいしようしゃ　およ　やくわり

5 計画の対象者 及び 役割

けいかく　たいしようしゃ

(1) 計画の対象者

ほんけいかく　ごくせき　みんぞく　とも　い　ちいきしゃかい　いちいん
本計画は、国籍や民族などのちがいにかかわらず、共に生きていく地域社会の一員としてみんな
とく　ひつよう　しみん　にほんじんしみん　がいこくじんしみん　たいしよう
で取り組む必要があるため、すべての市民（日本人市民、外国人市民）を対象としています。

ほんし　たぶん　かきょうせいしゃかい　すがた　ぎょうせい　じつけん　たぶん　かきょうせい
また、本市がめざす「多文化共生社会の姿」は、行政だけで実現できるものではなく、多文化共生
せんもんせい　きのう　けいぞくてき　ほゆう　いっしゃ　こうかしこくさいごうりゅうきょうかい　じち
にかかる専門性、コーディネート機能を継続的に保有する（一社）甲賀市国際交流協会や、自治
しんこうかい　きょうぎかい　く　じちかい　ちえんだんたい　しのみんかつどうだんたい　がいこくじんしみん　こよう　きぎょう
振興会、まちづくり協議会、区・自治会などの地縁団体、市民活動団体、外国人市民を雇用する企業・
じぎょうしょ　たいとう　たちは　きょうりょく　ひつようふかけつ　たよう　しゅたい　やくわり
事業所などの対等な立場における協力が必要不可欠です。これらの多様な主体が、それぞれの役割
かんが　じりつき　のうどうさてき　こうどう　そうご　れんけい　きょうどう　はか
やできることを考え、自立的かつ能動的に行動するとともに、相互に連携、協働などを図りながら、
ちゃくじつ　じぎょう　てんかい　じゅうよう
着実に事業を展開していくことが重要となります。

体系における「施策の方向」に合わせて役割分担を示すか。要検討

やくわり

(2) それぞれの役割

しみん

【市民】

いぶんか　りかい　そんちょう
異文化への理解・尊重

いぶんかりかい　いぶんかごうりゅう　たぶん　かきょうせい　けんしゅうとう　さんか
⇒異文化理解・異文化交流イベントや多文化共生にかかる研修等への参加。

たぶん　かきょうせいじぎょう　にほんごきょうしつ　がいこく　こ　がくしゅうしえんきょうしつ　ごくさい
⇒多文化共生事業（日本語教室、外国にルーツをもつ子どもへの学習支援教室、国際

こうりゅう　など　さんか
交流イベント等）のボランティア活動への参加。

ちいき

【地域】

ちいき　そらごりかい　がいこくじんしみん　さんかそくしん
地域における相互理解、外国人市民の参加促進

にほんご　じょうほうはっしん
⇒やさしい日本語での情報発信。

がいこくじんしみん　ちいき　さんかそくしん
⇒外国人市民の地域イベントへの参加促進。

【企業】

がいこくじんしみん ろうどうかんきょうせいひ にほんしゃかい てきおうそくしん
外国人市民の労働環境整備、日本社会への適応促進

ぎょうせい ちいき れんけい がいこくじんろうどうしゃ じょうほうていきょう
⇒行政、地域と連携した外国人労働者への情報提供

し じっし たぶん かきょうせいしさく せいかつ にほんごきょうしつ
⇒市が実施する多文化共生施策（生活オリエンテーション、日本語教室、アンケート

ちょうさ かくしゅ など しゅうち きょうりょく
調査、各種イベント等の周知）への協力

【国際交流協会・市民活動団体・教育機関等の団体】

がいこくじんしみん しえん たぶん かきょうせい じんざい いくせい いぶんかりかい そくしん
外国人市民への支援、多文化共生にかかる人材の育成、異文化理解の促進

にほんごきょうしつ がくしゅうし えんきょうしつ かくしゅい ぶんかこうりゅう かいさい
⇒日本語教室、学習支援教室、各種異文化交流イベントの開催

がいこくじんしみん じょうほうていきょう そうだんたいおう
⇒外国人市民への情報提供、相談対応

【市（行政）】

たぶん かきょうせい ぐたいてき しさく じっし かくしゅじっしゅたい じょうほうきょうゆう れんけい きょうどう
多文化共生にかかる具体的な施策の実施、各種実施主体との情報共有、連携・協働

こうかしたぶん かきょうせいいしんけいかく しんちよくかんり
⇒甲賀市多文化共生推進計画の進捗管理

ぎょうせい こくさいか ぎょうせい ちいき にほんごかつよう すいしん
⇒行政の国際化（行政、地域におけるやさしい日本語活用の推進）

がいこくじんしみん にほんごきょういく せいかつ さいがいじ しえん たぶんか
⇒外国人市民への日本語教育、生活オリエンテーション、災害時の支援などの多文化

きょうせい すいしん かくしゅじぎょう りつあんおよ かくしゅじっしだんたい れんけい きょうどう じっし
共生の推進にかかる各種事業の立案及び各種実施団体との連携・協働による実施

けいかく しひょうせつてい しんごうかんり 6 計画の指標設定と進行管理

けいかく たぶん かきょうせいしゃかい じつけん む いか しひょう さだ まいとし
この計画において、めざす多文化共生社会の実現に向け、以下のとおり指標を定め、毎年、
たぶん かきょうせいしんいんかいおよ ちようない ほうこく てんけん ひょうか おこな しひょう こうもく
多文化共生推進員会及び庁内チームにおいて報告、点検、評価を行います。指標の項目

とう き かんちゅう ひつよう おう み なお おこな
等について、期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

しひょう 指標	れいわ 令和2年度	れいわ 令和7年度	れいわ 令和10年度
1 多文化共生の意識定着と外国人市民の地域参画の促進			
○日本人と外国人がお互いの文化を尊重し、対等な関係を築いて共に生きていく共生社会について、望ましいと思う市民の割合	---	---	30%※1
○外国人市民が地域社会（地域活動）に参画していると思う市民の割合	---	---	30%※2
○やさしい日本語を認知し、使いたいと思う市民の割合	---	32.4%※3	50%
○地域（自治振興会・まちづくり協議会、区・自治会等）における多文化共生事業の実施 ※4	---	6	9
○多文化理解のための研修会実施	年4回	年4回	---
○出前講座等による啓発回数	年間12回	年間12回	---
2 外国人市民への確実な情報提供と日本語教育の推進			
○甲賀市多文化共生センターアプリ 登録者数	---	---	4,741人
○各地域で日本語学習機会の提供	2個所	4個所	6個所
○日本語ボランティアの確保	20人	34人	40人
○元的相談窓口の設置	未設置	設置済	---
3 外国人市民の安全・安心な生活環境づくり			
○「外国人」を支援対象に含む住宅支援法人の市内指定法人数 ※5	---	0個所	3個所
○学習支援ボランティア（登録指導者）の確保	---	5人	20人
○外国人防災リーダー登録人数	---	10人(予定)	30人
○就労のための研修機会の提供（外国人材受入セミナ	0回	3回	4回

一、JOBフェア等) の開催数 (年間)			
○高等学校への進学率	82.4%	85.3%	---
○災害時多言語情報センターの設置・運営訓練 (年間)	年1回	年1回	---

※1 令和7年度甲賀市市民意識調査において、「市内に外国人市民が増えることが望ましい」と思う市民の割合は**17.4%**。

※2 令和5年度滋賀県多文化共生についてのアンケートにおいて、「県内に在住する外国人が地域社会に参画している」と思う割合は**15%**。

※3 上記調査で、「やさしい日本語を積極的に使いたい」、「やさしい日本語を使いたい」と回答した市民の割合は**32.4%**。

※4 第2次甲賀市総合計画「市民共生」成果指標。

※5 滋賀県土木交通部住宅課「住宅確保要配慮者居住支援法人」一覧より